

質 疑 回 答 書

工事(委託)件名 : 霞ヶ浦庁舎LED照明器具賃貸借

No.	質 問 内 容	回 答
1	リース会社による入札参加を検討しています。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等)について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	仕様書 12(1)を参照してください。
2	N0.1の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。(当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合(N0.1の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。)	No.1の回答に同じ
3	万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。 また、予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	契約後に市予算の削減・減額を理由として変更契約することは想定していません。 過去にもそうしたケースはありません。
4	受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか。	仕様書 12(2)及び13のとおり、定めのない等の事項については協議となります。
5	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。	仕様書 別表「保険-不可抗力(天災)による滅失・損傷」のとおり、協議となります。
6	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です。)	仕様書 別表「不可抗力-天災などによる設計変更・中止・延期」のとおり、協議となります。
7	仮使用期間中に発注者の責にて物件が滅失、破損した場合、残賃借料や修理費用はご負担いただけますでしょうか。	賃貸借期間における保守範囲の破損等と同等の事案な場合は、協議させていただくものと考えます。

No.	質 問 内 容	回 答
8	仮使用期間中に地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が滅失、破損した場合、残賃借料や修理費用のご負担については別途協議いただけますでしょうか。	No.5の回答に同じ
9	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により代替品を提供する必要がある場合、その費用については別途協議いただけますでしょうか。	No.4の回答に同じ
10	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけますか。	受注者に瑕疵があり、それによって被害が広がった場合は責任を免れられない可能性はあります。
11	地元企業を活用できない場合でも入札の条件違反にはならないでしょうか。 また、地元以外の業者を活用する場合の申請や報告等の方法を教えてください。	仕様書 7(2)のとおりです。
12	本件、物件に誘導灯・非常灯も含まれていますでしょうか。 含まれている場合、誘導灯等につきますの賃貸借期間中の「法定点検業務」は、本入札業務の「対象外」でよろしいでしょうか。	誘導灯・非常灯は含まれません。
13	本件調達には、ポール（不動産）は含まず、契約期間中のポール部分の所有者責任は発注者負担でよろしいでしょうか。	ポール（不動産設備）は含まれません。 ポール部分の所有については、市になります。
14	ポールは動産ではない為、動産総合保険や保守・保証の適用対象外となることをご了解いただけますか。	No.13の回答に同じ
15	入札金額は、「月額」又は、「契約期間の総額」のどちらでしょうか。	入札金額は、契約期間の総額（税抜き）となります。
16	本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。	賃貸借契約については、契約内容が個別に異なることから、契約書の様式は定めておりません。
17	（発注者所定の賃貸借契約書にて推進となる場合） 落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	別途協議といたしますが、契約条項等を変更することを確約するものではありません。

No.	質 問 内 容	回 答
18	本賃貸借物件を設置している施設の統廃合等、発注者側の事情により契約を変更または解除する場合、残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	想定していませんが、万が一、そうしたことが起きた場合には協議案件になると思料します。
19	仕様書等の内容と現場の状況に相違があった場合等の理由で指定の工期に間に合わない場合、賃貸借開始時期について別途打合せをさせていただきますでしょうか。	No.4の回答に同じ
20	仕様書等の内容と現場の状況に相違があった場合等の理由で入札時に想定していた工事等の諸費用が賄えなくなった場合、賃貸借料の変更について別途打合せをさせていただきますでしょうか。	仕様書 5(1)のとおり、数量変更の可能性には留意のうえで入札に臨んでいただく前提ですが、必要と考えられる場合には協議案件になると思料します。
21	既存物件は撤去することとありますが、こちらは第三者の所有物件ではなく、発注者所有の物件との認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	仕様書 6(1)に動産総合保険の付保は行わないものとするに記載があります。 付保しない場合、賃貸借物件等に動産総合保険の対象となる事象により、不具合が生じた場合の責任を弊社は負うことができません。 上記事由により、賃貸借物件等に不具合が生じた場合の費用は、発注者にてご負担頂ける認識でよろしいでしょうか。	仕様書 6(2)のとおりです。
23	【NO.22に付随した質問になります】 動産総合保険を付保した場合、ペナルティは課されますでしょうか。	ペナルティはありません。
24	入札公告 8(4)に過去に国又は地方公共団体とLED照明器具の賃貸借契約を締結した実績を有することを証する書類を提出することと記載があります。 証する書類とは、他自治体と締結した賃貸借契約書の写しということで認識お間違いないでしょうか。	地方公共団体と締結したLED照明器具の賃貸借契約書の写しでも可といたします。
25	封筒は、無印である必要がございますか。 (封筒に会社名が表記されていても、よろしいでしょうか。)	入札用封筒は、どちらでも構いません。
26	要求事項に記載されている仕様を満たすことが必須条件と理解しましたが、同等品の定義に関しては、単なる省エネ効率ではなく、規模の大きな本事業における経済効果、照明環境維持の観点から ◎1本当たりの消費電力 ◎1本あたりの光束値 に関して、要求事項に示されている消費電力を上限値、光束値を下限値と考え、 いずれもクリアすることが条件という認識でお間違いないでしょうか。	『LED照明器具・ランプ製品仕様表』に記載している種別のうちの「定格消費電力」と「ランプ光束」の内容確認と思料します。 いずれもクリアすることが前提の仕様としていますが、各種別の条件等も確認のうえ対応してください。

No.	質 問 内 容	回 答
27	製造者発行の出荷証明書の提出は各施設の着工前に完了すると言う認識でよろしいでしょうか。	仕様書 5(2)キのとおりです
28	こここのところ他の自治体における類似の入札において、落札後に仕様書内容を変更を求め当初の内容とは大幅に異なるものに変更された事例があったと伺っております。貴市においては正当の理由なく、本仕様書の変更を求めるものには一切応じないという認識でよろしいでしょうか。	想定していません。
29	入札の際、封書・封印は不要との認識でよろしいでしょうか。	封印は不要となりますが、入札書の提出方法等については、入札公告及び市ホームページに掲載のとおりとなります。
30	積算内訳書は、指定の様式はありますか。賃貸借の入札における積算内訳書の必須項目がございましたらご教示ください。	積算内訳書は、指定の様式はありませんので、仕様書に対応して作成してください。
31	昨今の世界情勢等の影響により、受注者の責によらず納期に遅延が発生した場合、受注者に対し違約金や指名停止等のペナルティはなく、協議いただけますでしょうか。	仕様書 別表「不可抗力-天災などによる設計変更・中止・延期」のとおり、協議となります。 (ただし、現時点でご要望どおりの対応を確約するものではありません。)
32	リース会社は一般的に建設業の許可を有しておりません。本件において建設業法に抵触するような工事を含む場合、リース会社は工事元請け業者の立ち位置にはならないという認識でよろしいでしょうか。	本事業における照明設備の設置については、賃貸借の目的である照明器具を使用可能な状態とするために必要な作業として、「物品の提供に付随する作業」として位置付けています。 本事業は賃貸借契約であり、発注者としては建設工事の請負を目的としたものではありません。 なお、実際の設置作業の実施にあたっては、関係法令を遵守することを前提としており、必要な資格・許可を有する者により適切に実施されるものと認識しています。
33	入札書記載金額は賃貸借料総額という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、総額(税抜き)となります。